

韓国知的財産ニュース 2020年11月前期

(No. 426)

発行年月日：2020年11月24日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2104853）
- 1-2 商標法の一部改正法律案（議案番号：2104854）
- 1-3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104855）
- 1-4 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104856）
- 1-5 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104891）
- 1-6 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104892）
- 1-7 商標法の一部改正法律案（議案番号：2104893）
- 1-8 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104917）
- 1-9 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104972）
- 1-10 商標法の一部改正法律案（議案番号：2105023）
- 1-11 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105036）
- 1-12 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105093）

関係機関の動き

- 2-1 ガスタービン技術の自立、特許庁が早める
- 2-2 世界知的所有権機関（WIPO）の国際出願総合説明会を開催
- 2-3 特許庁、「デジタル知的財産フォーラム」を発足
- 2-4 特許庁、発明・創意力大会の非対面授賞式を開催
- 2-5 特許ビッグデータサービス、体験の場を開催
- 2-6 「2020 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会を開催
- 2-7 特許庁融合複合技術3人協議審査、優秀行政・政策大賞を受賞
- 2-8 特許庁、発明教育の成果と情報交流の場を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 臨場感あふれる拡張現実アプリに関する特許出願が活発
- 5-2 PM2.5 とウイルスを同時に防ぐ空気浄化の特許が大幅に増加
- 5-3 自動車メーカー、電気自動車や燃料電池自動車の電池に関する出願が活発
- 5-4 10 ナノの壁、極端紫外線（EUV）で乗り越える

法律、制度関連

1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2104853）

議案情報システム（2020.11.2.）

発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2104853）

議案番号：2104853

提案日：2020年11月2日

提案者：ヤン・クムヒ議員外12人

提案理由及び主要内容

産業財産権紛争の際に審判又は訴訟を通じて解決するには、その過程が複雑で莫大な時間と費用が発生するため、個人発明者、零細企業及び中小企業等は解決にかなり苦勞をしてきた。

それに対する改善策として1995年から産業財産権紛争調停委員会が設置・運営され、審判や訴訟を通じた解決よりも速やかに解決できるようになった。特に2007年の法改正を通じて紛争当事者間の合意調停が成立すれば、確定判決と同一の財産上の和解効力が発生し、実効性が強化された。

このような努力で、2013年まで年平均5件に過ぎなかった産業財産権紛争調停委員会へ調停申請した件数は2016年47件、2017年57件、2018年53件、2019年45件、2020年7月現在49

件に増加し、調停成立率も2019年に43%に達するなど、効果的な紛争解決の手段として位置づけられている。

しかし、未だに紛争調停の申請件数が期待に及ばないまま、第四次産業革命が進むにつれて知的財産権の保護に対する関心が高まり、それに関連する紛争も増えると予想されるため、「審判 - 調停連携制度」の導入が紛争調停制度の活性化策として提示されている。

そこで、「特許法」第164条の2、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第152条の2及び「商標法」第151条の2に基づいて調停回付が決定された事件について、審判と調停の連携根拠を設けることで、争訟中心の紛争解決ではなく、調停委員会を通じた解決を誘導しようとするものである（案第49条の3新設）。

参考事項

この法律案は、ヤン・クムヒ議員が代表で発議した「商標法の一部改正法律案」（議案番号第2104854号）、「デザイン保護法の一部改正法律案」（議案番号第2104856号）及び「特許法の一部改正法律案」（議案番号第2104855号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第49条の3を次のように新設する。

第49条の3（審判と調停の連携特例）「特許法」第164条の2、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第152条の2及び「商標法」第151条の2に基づいて調停回付が決定された事件については、第43条第1項による申請とみなし、第43条第3項の「調停申請があった日」は「委員回りに回付された日」とみなす。

附 則

この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

商標法の一部改正法律案（議案番号：2104854）

議案番号：2104854

提案日：2020年11月2日

提案者：ヤン・クムヒ議員外12人

提案理由及び主要内容

産業財産権紛争の際に審判又は訴訟を通じての解決は、多くの時間と費用がかかり、中小企業などに大きな負担となる。従って、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用するのが効果的な解決手段であるにも関わらず、まだ活用実績が期待に及ばない状況である。

審判段階において調停制度が導入されれば、訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」の不在により紛争当事者の申請に限って調停の手続きが行われている。

そこで、「発明振興法」の「審判-調停連携制度」の導入に合わせて、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設けるとともに、審判事件の記録も調停委員会に搬出できるようにすることで、紛争調停委員会の調停制度を活性化するためのものである（案第151条の2及び第216条第1項第4号新設）。

参考事項

この法律案は、ヤン・クムヒ議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2104853号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第151条の2を次のように新設する。

第151条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付）①審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、審判事件の手続きを中止し、決定により事件を「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会（以

下「調停委員会」という。)に回付することができる。

② 審判長が第1項により調停委員会に回付した際には該当審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③ 審判長は、調停委員会の調整手続きが調停不成立で終了されると第1項による中止決定を取り消して審判を再開し、調停が成立した場合には該当の審判事件が取り下げられたものとみなす。

第216条第1項に第4号を次のように新設する。

4. 第151条の2に基づく調停をするために商標登録出願、審査、異議申立、審判又は再審に関する書類や商標原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例） 第151条の2の改正規定は、この法律の施行日現在において審判が進行中である事件にも適用する。

1-3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104855）

議案情報システム（2020.11.2.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2104855）

議案番号：2104855

提案日：2020年11月2日

提案者：ヤン・クムヒ議員外12人

提案理由及び主要内容

産業財産権紛争の際に審判又は訴訟を通じての解決は、多くの時間と費用がかかり、中小企業などに大きな負担となる。従って、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用するのが効果的な解決手段であるにも関わらず、まだ活用実績が期待に及ばない状況である。

審判段階において調停制度が導入されれば、訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」の不在により紛争当事者の申請に限って調停の手続きが行われている。

そこで、「発明振興法」の「審判-調停連携制度」の導入に合わせて、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設けるとともに、審判事件の記録も調停委員会に搬出できるようにすることで、紛争調停委員会の調停制度を活性化するためのものであ

る（案第164条の2及び第217条第1項第1号の2新設）。

参考事項

この法律案は、ヤン・クムヒ議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2104853号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第164条の2を次のように新設する。

第164条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付）①審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、審判事件の手続きを中止し、決定により事件を「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）に回付することができる。

②審判長が第1項により調停委員会に回付した際には該当審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は、調停委員会の調整手続きが調停不成立で終了されると第1項による中止決定を取り消して審判を再開し、調停が成立した場合には該当の審判事件が取り下げられたものとみなす。

第217条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第164条の2第2項に基づく調停をするために特許出願・審査・特許取消申請・審判・再審に関する書類又は特許原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例）第164条の2の改正規定は、この法律の施行日現在において審判が進行中である事件にも適用する。

第3条（他法律の改正）実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条のうち、「第154条から第166条まで」を「第154条から第164条まで、第164条の2、第165条、第166条」にする。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104856）

議案番号：2104856

提案日：2020年11月2日

提案者：ヤン・クムヒ議員外12人

提案理由及び主要内容

産業財産権紛争の際に審判又は訴訟を通じての解決は、多くの時間と費用がかかり、中小企業などに大きな負担となる。従って、産業財産権紛争調停委員会の調停制度を活用するのが効果的な解決手段であるにも関わらず、まだ活用実績が期待に及ばない状況である。

審判段階において調停制度が導入されれば、訴訟前に紛争を早期解決できるようになり、侵害訴訟が結びついた場合には訴訟まで終結することができるが、現在は「審判-調停連携制度」の不在により紛争当事者の申請に限って調停の手続きが行われている。

そこで、「発明振興法」の「審判-調停連携制度」の導入に合わせて、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に回付できる根拠を設けるとともに、審判事件の記録も調停委員会に搬出できるようにすることで、紛争調停委員会の調停制度を活性化するためのものである（案第152条の2及び第207条第1項第4号新設）。

参考事項

この法律案は、ヤン・クムヒ議員が代表で発議した「発明振興法の一部改正法律案」（議案番号第2104853号）の議決を前提にしたもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第152条の2を次のように新設する。

第152条の2（産業財産権紛争調停委員会の回付）①審判事件を合理的に解決するために必要であると認められた場合、審判長は当事者の同意を得て、審判事件の手続きを中止し、決定により事件を「発明振興法」第41条による産業財産権紛争調停委員会（以

下「調停委員会」という。)に回付することができる。

② 審判長が第1項により調停委員会に回付した際には該当審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③ 審判長は、調停委員会の調整手続きが調停不成立で終了されると第1項による中止決定を取り消して審判を再開し、調停が成立した場合には該当の審判事件が取り下げられたものとみなす。

第207条第1項に第4号を次のように新設する。

4. 第152条の2第2項に基づく調停をするためにデザイン登録出願・審査・デザイン一部審査登録の異議申立・再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（審判事件の調停委員会回付に関する適用例）第152条の2の改正規定は、この法律の施行日現在において審判が進行中である事件にも適用する。

1-5 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104891）

議案情報システム（2020.11.3.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2104891）

議案番号：2104891

提案日：2020年11月3日

提案者：ソン・ガブソク議員外10人

提案理由

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を合理的な基準に緩和し、特許拒絶決定の後に出願人に十分な審判の請求期間を提供することで、請求期間の延長や請求理由を補正するなどの不必要な行政処理を最小限にするよう、特許拒絶決定等に対する審判及び再審査の請求期間を増やし、分割出願の優先権主張の記載を省略できるようにすることで、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完し、出願人の便宜を図ろうとするものである。

また、特許が決定された場合に設定登録をしていなければ、出願日から1年以内に優先権主張出願をすることができるように、その対象を特許決定された特許出願に拡大し、特許拒絶決定に対する審判の請求が棄却された後にも一定の範囲内で拒絶決定に含まれていない請求項を分離して出願することができるように分離出願制度を導入して、出願人

が特許を受けることができる機会を拡大する。一方、共有物分割請求で共有特許権が他人に移転されても、実施中の他の共有特許権者に通常実施権を付与して実施事業を続けられるようにすることで、共有特許権者を保護しようとするものである。

主要内容

イ. 特許に関する手続き・特許出願・特許権の回復要件を緩和（案第16条第2項、第67条の3第1項及び第81条の3第1項）

特許に関する手続きで補正書類の提出期間が満了して取り下げとみなされる、又は手続きに該当する期間を守れず無効処分になった特許出願や特許権を回復するための要件として、責任を負うことができない事由を適用することで、回復要件が厳格すぎて国民の権利が制限される恐れがあるため、特許出願手続きの無効処分又は特許出願・特許権の回復要件を、責任を負うことができない事由から正当な事由に緩和する。

ロ. 分割出願の優先権主張及び証明書類の提出を省略（案第52条第4項新設及び第5項から第7項まで）

分割の基礎となった特許出願（原出願）が、適法に優先権主張され証明書類が提出された場合でも、その分割出願についての同一な手続きを進めることで不必要な行政処理が発生し、出願人の単純な過ちや誤認及び混同により分割出願の際に優先権主張が欠落した場合には、分割出願が自分の原出願により拒絶決定される問題があり、それを補完するために原出願が適法に優先権主張などをした場合に、その分割出願に対しても優先権主張され証明書類が提出されたとみなす。

ハ. 分離出願制度の導入（案第52条第8項及び第52条の2新設、第59条第3項、第62条第6号、第92条の2第4項及び第133条第1項第7号）

現行の分割出願は、特許拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内の期間までのみ可能であり、出願人は特許拒絶決定の審判を請求するとともに、請求が棄却された場合に備えて、出願しなくてもいい分割出願をすることで、不必要な追加費用を支出し、審判の請求が棄却された場合には請求範囲に記載された発明のうち登録可能な発明があっても救済が不可能なため、出願人の特許取得の機会が制限される問題点があった。そこで、特許拒絶決定の審判の請求が棄却された後、特許法院に訴えを提起することができる期間に審査官が特許拒絶決定の対象にしていなかった請求項に記載されている発明を分離して出願できるように分離出願制度を導入し、分離出願は分離出願日から30日以内に出願審査の請求ができるようにする一方、分離出願の範囲を違反した場合には、特許拒絶決定又は無効審判の対象となり、登録遅延による特許権存続期間の延長起算日は分離出願日にする。

ニ. 特許出願等を基礎とした優先権主張出願の対象を拡大（案第55条第1項第2号・第4号及び第56条第1項第2号）

特許出願日から1年以内の場合には、特許拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日

まで優先権主張出願をすることができる一方、登録決定謄本の送達を受けた場合には、その当日に特許決定が確定され特許出願日から1年以内であっても、それを基礎として優先権主張出願をすることができず、そのために改良された発明で出願できないという指摘があった。特許が決定された場合でも、設定登録をしていなければ出願日から1年以内に優先権主張出願ができるよう、優先権主張出願の対象を特許決定された特許出願に拡大する。

ホ. 再審査の請求対象及び期間の拡大（案第67条の2第1項・第3項）

特許が決定された後には請求範囲の変更手続きが複雑で、市場状況に応じた適切な権利行使が不可能であり、より強力な特許権の確保が困難であるだけでなく、出願人が訂正したい内容が含まれている状態で特許が決定された場合にそれを訂正するためには、訂正審判を請求する方法しかない。また、再審査の請求期間が30日と短いため、再審査を請求する際に提出する補正書の作成に十分な期間が必要であるという要求が増加するにしたがって、再審査の請求対象を現行の特許拒絶決定された特許出願から設定登録前の特許決定された特許出願まで拡大し、再審査の請求期間を3ヶ月に延長する一方、分離出願を再審査の請求対象から除外し、特許拒絶決定が取り消された際には再審査の請求が可能であることが明確になるよう、一部の不備点を補完する。

ヘ. 実施中である共有特許権者の保護（案第122条）

共有特許権が共有物分割請求され、他の特許共有者が本人の意思とは無関係に競売によって持分を喪失した場合、特許侵害を回避するためには実施事業を中断しなければならないという問題があった。そのため、実施中である他の共有特許権者の実施事業を保護するための制度的な装置が必要なため、共有物分割請求で特許権が他人に移転される場合、共有特許権者に通常実施権を付与するようにして、通常実施権を受けた共有特許権者は競売などにより特許権の移転を受けた特許権者に相当の代価を支給するようにする。

ト. 特許拒絶決定等に対する審判の請求期間を延長（案第132条の17、第52条第1項第2号及び第53条第1項第1号）

現行の特許拒絶決定等に対する審判の請求期間は、特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内で世界主要国に比べて短いため、審判請求人が審判準備のための期間を確保するために期間を延長するか、又は審判を請求した後に請求の理由を補正するなどの不必要な手続きとそれに伴う費用が追加発生するという問題点があり、特許拒絶決定等に対する審判の請求期間を現行の30日から3ヶ月に延長する。

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第16条第2項のうち、「補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由」を「正当な事由」とする。

第52条第1項第2号のうち、「30日」を「3ヶ月」とし、同条第4項から第6項までをそれぞれ第5項から第7項までとし、同条第5項（従前の第4項）のうち、「分割出願の場合に第54条による優先権を主張する者は同条」を「第4項により優先権を主張したとみなす分割出願に関しては、第54条第7項又は第55条第7項による期限が過ぎた後にも分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部又は一部を取り下げることができ、第54条」とし、同条に第4項及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

④分割の基礎となった特許出願が第54条又は第55条により優先権を主張した特許出願である場合には、第1項により分割出願をした際にその優先権主張の基礎となる出願に関して第54条第3項又は第55条第2項により優先権を主張したものとみなし、分割の基礎となった特許出願に対して第54条第4項により提出された書類又は書面がある場合には、分割出願に対しても該当書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑧第52条の2第1項による分離出願は、第1項にもかかわらず、その一部を新しい特許出願として分割することはできない。

第52条の2を次のように新設する。

第52条の2（分離出願）①特許拒絶決定を受けた者は、第132条の17による審判請求が棄却された場合に、その審決の謄本の送達を受けた日から30日（第186条第5項により審判長が付加期間を定めた場合には、その期間をいう。）以内に、その特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、その特許出願の一部を新しい特許出願に分離することができる。この場合、新しい特許出願の請求範囲には、次の各号のいずれかに該当する請求項のみ記載することができる。

1. その審判請求の対象となる特許拒絶決定で拒絶されなかった請求項
2. 選択的記載事項のうち、一部だけ拒絶された請求項からその部分を除いた請求項
3. 第1号又は第2号を第47条第3項各号（同項第4号は除く。）のいずれかに該当するように記載した請求項
4. 第1号から第3号まで、その特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲を外れた部分を削除した請求項

②第1項により分離された特許出願（以下「分離出願」という。）に関しては、第52条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合、「分割出願」は、「分離出願」とみなす。

③分離出願をする場合には、第42条の2第1項の後段又は第42条の3第1項にもかかわらず、特許出願書に最初に添付した明細書に、請求範囲を記載しないか、又は明細書及び図面（図面の中の説明部分に限定する。）を国語以外の言語で書くことはできない。

④第1項にもかかわらず、分離出願は、その一部を新たな特許出願に分離することができない。

第53条第1項第1号のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第55条第1項第2号のうち、「分割出願若しくは」を「分割出願又は第52条の2第2項による分離出願であるか」とし、同項第4号のうち、「特許可否の決定、実用新案登録可否の決定」を「設定登録されたか、特許拒絶決定、実用新案登録拒絶決定」とし、第8項を次のように新設する。

⑧特許決定された特許出願を基礎として第1項による優先権主張をした場合、その先出願に対しては第79条による設定登録を受けることができない。但し、該当の先出願を基礎とした優先権主張が取り下げられた場合は、この限りでない。

第56条第1項第2号のうち、「特許可否の決定、実用新案登録可否の決定」を「設定登録されたか、特許拒絶決定、実用新案登録拒絶決定」とする。

第59条第3項のうち、「分割出願」を「分割出願、分離出願」とし、「分割出願をした日」を「分割出願をした日、分離出願をした日」とする。

第62条第6号のうち、「分割出願の場合」を「分割出願又は第52条の2第1項による範囲を外れる分離出願の場合」とする。

第67条の2第1項の本文のうち、「特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日」を「特許決定の謄本の送達を受けた日から3ヶ月（第79条による設定登録を受けるまでの期間をいう。）又は特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から3ヶ月」とし、同項のただし書のうち、「再審査を請求する際に既に再審査による特許拒絶決定があるか、又は第132条の17による審判請求がある」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同項に各号を次のように新設し、同条第3項のうち、「特許拒絶決定」を「特許決定又は特許拒絶決定」とする。

1. 再審査を請求する際に、既に再審査による特許可否の決定がある場合
2. 第132条の17による審判請求がある場合（第176条第1項により特許拒絶決定が取り消された際には除く。）
3. その特許出願が第52条の2による分離出願である場合

第67条の3第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」にする。

第81条の3第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」にする。

第92条の2第4項のうち、「第52条第2項」を「第52条第2項、第52条の2第2項」とし、同項第2号のうち、「分割出願をした日」を「分割出願をした日又は第52条の2による分離出願の場合は、分離出願をした日」にする。

第122条の題目のうち、「質権行使」を「質権行使等」とし、同条前段のうち「特許権者」を「特許権者（共有特許権の分割請求の場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。）」とし、「質権設定又は特許権の共有者の共有物分割請求」とする。

第132条の17の「30日」を「3ヶ月」とする。

第133条第1項第7号のうち、「分割出願の場合」を「分割出願又は第52条の2第1項前段による範囲外分離出願の場合」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（手続きの無効等に関する適用例）第16条第2項、第67条の3第1項及び第81条の3第1項の改正規定は、この法律の施行日から適用する。

第3条（分割出願に関する適用例）第52条第4項から第7項までの改正規定は、この法律施行後に分割出願された特許出願から適用する。

第4条（分離出願に関する適用例）第52条第8項、第52条の2、第59条第3項、第62条第6号、第92条の2第4項及び第133条第1項第7号の改正規定は、この法律施行後に初めて特許拒絶決定等に対する審判が請求された特許出願から適用する。

第5条（特許出願等を基礎とした優先権主張に関する適用例）第55条第1項第2号・第4号、同条第8項及び第56条第1項第2号の改正規定は、この法律施行後に第62条による特許拒絶決定、第66条による特許決定又は第176条第1項による特許拒絶決定の取消審決（特許登録を決定した審決に限定するが、再審審決を含む。）の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第6条（再審査の請求に関する適用例）第67条の2第1項及び第3項の改正規定は、この法律施行後第62条による特許拒絶決定、第66条による特許決定又は第176条第1項による特許拒絶決定の取消審決（特許登録を決定した審決に限定するが、再審審決を含む。）の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第7条（質権行使等による特許権の移転に基づく通常実施権に関する適用例）第122条の改正規定は、この法律施行後に初めて共有特許権が分割請求された場合から適用する。

第8条（特許拒絶決定等に対する審判に関する適用例）第132条の17、第52条第1項第2号及び第53条第1項第1号の改正規定は、この法律施行後に特許拒絶決定謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第9条（他法律の改正）実用新案法の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104892）

議案番号：2104892

提案日：2020年11月3日

提案者：ソン・ガブソク議員外11人

提案理由

分割出願する際に出願人の過ち等によって優先権主張に関する趣旨の記載等が欠落された場合、優先権主張の期間以内に出願された他人のデザイン登録出願や自分が告知したデザインにより当該のデザイン登録出願の登録が拒絶される場合を防止し、出願人の便宜を図ることができるようにする。

また、デザイン登録決定の後、登録料を納付する前までに審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、職権で登録決定を取り消して再審査することができるようにし、デザイン登録の無効可能性を事前に遮断する。一方、競売等により他人に共有のデザイン権が移転されても、デザイン権者が共有物の分割請求前に、そのデザインを実施している場合には、通常実施権を付与して実施事業を継続できるようにしてデザイン権者を保護する。そして、補正却下決定、拒絶決定及び登録取消決定に対して出願人及び権利者に十分な審判請求期間を提供し、審判の準備が充実できるようにする等、出願人及び権利者の便宜向上と権利保護を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. デザインに関する手続きにおいて、無効処分を取り消しや登録料の追加納付、あるいは補填によるデザイン権の回復の要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な理由」に緩和する（案第18条第2項及び第84条第1項）。
- ロ. 再審査の請求期間を30日から3ヶ月に延長し、再審査請求によるデザイン登録出願の補正時期を再審査を請求する時から再審査を請求できる期間に拡大する（案第48条第4項第2号及び第64条第1項）。
- ハ. 優先権主張及び証明書類が提出されたデザイン登録出願を分割出願する場合には、その分割出願に対しても優先権主張及び証明書類が提出されたとみなす（案第50条第2項、第4項及び第5項新設）。
- ニ. デザイン登録決定後、審査官が明白な瑕疵を発見した場合、職権で再審査できるようにする（案第66条の2及び第195条の2新設など）。
- ホ. 競売等により他人に共有のデザイン権が移転されてもデザイン権者が共有物の分割

を請求する前に、そのデザインを実施している場合には通常実施権を持つことができるようにする（案第110条）。

へ. 清算手続き中である法人のデザイン権は、法人の清算終結登記日まで、そのデザイン権の移転登録をしない場合は、清算終結登記日の翌日に消滅されるようにする（案第111条第2項新設）。

ト. 補正却下決定、拒絶決定及び登録取消決定に対する審判請求期間を30日から3ヶ月に延長するようにする（案第119条及び第120条）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第18条第2項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な理由」とする。

第48条第4項第2号のうち、「再審査を請求する時」を「再審査の請求期間」とする。

第50条第2項但し書のうち、「第36条第2項第1号又は第51条第3項及び第4項を」を「第36条第2項第1号を」とし、同条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④分割の基礎となったデザイン登録出願が第51条による優先権主張がある場合には、第1項により分割出願をした際にその分割出願に対しても優先権主張をしたものとみなし、分割の基礎となったデザイン登録出願に対して第51条により提出された書類又は書面がある場合には、その分割出願に対しても書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑤第4項により第51条による優先権主張をしたものとみなす分割出願については、分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

第63条第1項のうち、「第 62 条によってデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第62条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第66条の2第1項による職権再審査をして取り消されたデザイン登録決定前に既に通知した拒絶理由でデザイン登録拒絶決定をしようとする場合

第64条第1項の本文のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第66条の2を次のように新設する。

第66条の2（デザイン登録決定以降の職権再審査）①審査官は、デザイン登録決定をした出願について明白な拒絶理由を発見した場合には、職権でデザイン登録決定を取り消し、そのデザイン登録出願を再度審査（以下「職権再審査」という。）することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第35条第1項、第37条第4項、第40条から第42条までに該当する場合

2. そのデザイン登録決定に基づいてデザイン権が設定登録された場合、

3. そのデザイン登録出願が取り下げられるか、又は放棄された場合

②第1項により審査官が職権再審査をするためには、デザイン登録決定を取り消すという事実をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

③デザイン登録出願人が第2項による通知を受ける前に、そのデザイン登録出願が第1項第2号又は第3号に該当することになった場合には、デザイン登録決定の取り消しは最初からなかったこととみなす。

第84条第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な理由」とする。

第110条の題目「(質権行使によるデザイン権の移転による通常実施権)」を「(質権行使等によるデザイン権の移転による通常実施権)」とし、同条の題目以外の部分前段のうち、「デザイン権者」を「デザイン権者(共有のデザイン権の分割請求である場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。)」に、「質権設定」を「質権設定又は共有物の分割請求」とする。

第111条の題目「(相続人がいない場合のデザイン権消滅)」を「(相続人がいない場合等のデザイン権の消滅)」とし、同条の題目以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②清算手続き中である法人のデザイン権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記になっても清算事務が事実上終わってない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から6ヶ月が経過した日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。)まで、そのデザイン権の移転登録をしなかった場合は、清算終結登記日の翌日に消滅される。

第119条のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第120条のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第195条の2を次のように新設する。

第195条の2(デザイン登録決定以降の職権再審査の特例) 国際デザイン登録出願については、第66条の2を適用しない。

附 則

第1条(施行日) この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(手続の無効等に関する適用例) 第18条第2項及び第84条第1項の改正規定は、この法律が施行された日から適用する。

第3条(再審査請求等に関する適用例) 第48条第4項第2号及び第64条第1の改正規定は、この法律の施行後に再審査請求したデザイン登録出願から適用する。

第4条(出願の分割に関する適用例) 第50条第2項、第4項及び第5項の改正規定は、この

法律の施行後に分割出願されたデザイン登録出願から適用である。

第5条(デザイン登録決定以降の職権再審査等に関する適用例)第63条第1項、第66条の2、第195条の2の改正規定は、この法律の施行後に出願されたデザイン登録出願から適用する。

第6条(質権行使等によるデザイン権の移転による通常実施権に関する適用例)第110条の改正規定は、この法律の施行後に初めてデザイン権を目的とする共有物の分割請求から適用する。

第7条(相続人がいない場合等のデザイン権の消滅に関する適用例)第111条第2項の改正規定は、この法律の施行後に最初に法人の清算手続きが進行される場合から適用する。

第8条(補正却下決定などの審判に関する適用例)①第119条の改正規定は、この法律の施行後に補正却下決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

②第120条の改正規定は、この法律の施行後に拒絶決定及び登録取消結果定義謄本の送達を受けた場合から適用する。

1-7 商標法の一部改正法律案(議案番号:2104893)

議案情報システム(2020.11.3.)

商標法の一部改正法律案(議案番号:2104893)

議案番号:2104893

提案日:2020年11月3日

提案者:ソン・ガブソク議員外11人

提案理由

分割出願時に出願人の過ち等によって優先権主張に関する趣旨の記載等が欠落された場合、優先権主張の期間以内に出願された他の商標登録出願により当該の商標登録出願の登録が拒絶される問題が発生するため、それを防止し、出願人の便宜を図ることができるようにする。

また、商標登録決定の後、登録料を納付する前までに審査官が商標登録決定を受けた出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合、職権で商標登録決定を取り消してその出願に対して再審査できるようにすることで、瑕疵のある出願商標の登録を防止して商標登録の無効可能性を事前に遮断する。一方、競売等により他人に商標権や共有の商標権が移転されても、その商標権者が質権設定又は共有物の分割請求前に、指定商品に関してその登録商標を使用している場合には、通常実施権を付与して商標を継続的に使用できるようにすることで商標権者を保護する。そして、補正却下決定、拒絶決定及び登録取消決定に対して出願人に十分な審判請求期間を提供し、審判の準備が充実できるようにする。

にする等、出願人の便宜を向上させようとするものである。

主要内容

- イ. 商標に関する手続きにおいて、無効処分を取り消しや商標登録料の追加納付、あるいは補填による商標権の回復の要件を「責任を負うことができない事由」から「正当な理由」に緩和する（案第18条第2項及び第77条第1項）。
- ロ. 分割の基礎となった商標登録出願条約による優先権主張や出願時の特例旨及びその証明書類の提出がある場合には、分割出願についても、その主張と書類の提出があることとみなすことにする。（案第45条第3項から第5項まで新設）。
- ハ. 商標登録決定の後に審査官が明白な瑕疵を発見した場合、職権で再審査できるようにする（案第68条の2新設）。
- ニ. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号ヌ目が第2条第1号ル目に変更されたことにより、それを反映する（案第92条第2項）。
- ホ. 競売等により他人に商標権や共有の商標権が移転されても、その商標権者が質権設定又は共有物の分割請求前に指定商品に関して、その登録商標を使用している場合には通常実施権を付与するようにする（案第104条の2）。
- ヘ. 補正却下決定及び拒絶決定に対する審判請求期間を30日から3ヶ月に延長するようにする（案第115条及び第116条）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第18条第2項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」とする。

第45条に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

③分割の基礎になった商標登録出願が第46条による優先権主張がある場合には、第1項により分割出願をした際にその分割出願に対しても優先権主張をしたものとみなし、分割の基礎となった商標登録出願に対して第46条により提出された書類又は書面がある場合には、その分割出願に対しても該当書類又は書面が提出されたものとみなす。

④第3項により第46条による優先権主張をしたものとみなす分割出願については、分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

⑤第47条による出願時の特例に関しては、第3項・第4項を準用する。

第55条第1項の前段のうち、「第54項によって商標登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「同条」を「第54条」にし、同項に各

号を次のように新設する。

1. 第54条により商標登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された商標登録決定前に、既に通知した拒絶理由により商標登録拒絶決定をしようとする場合

第68条の2を次のように新設する。

第68条の2（商標登録決定以降の職権再審査）①審査官は、商標登録決定をした出願について明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で商標登録決定を取り消し、その商標登録出願を再度審査（以下「職権再審査」という。）することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第38条第1項に該当する場合
2. その商標登録決定により商標権が設定登録された場合
3. その商標登録出願が取り下げられるか、又は放棄された場合

②第1項の規定により審査官が職権再審査をするためには、商標登録決定を取り消すという事実を出願人に通知しなければならない。

③出願人が第2項による通知を受ける前に、その商標登録出願が第1項第2号又は第3号に該当することになった場合には、商標登録決定の取り消しは最初からなかったこととみなす。

第77条第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な理由」とする。
第87条第2項の前段のうち、「第1項によって指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第1項により指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合
 2. 第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された指定商品の追加登録決定前に、既に通知した拒絶理由で、指定商品に対する追加登録の拒絶決定をしようとする場合
- 第88条第2項のうち、「第70条まで」を「第68条まで、第68条の2、第69条、第70条」とする。

第92条第2項のうち、「第2条第1号又目に」を「第2条第1号ル目に」とする。

第104条の2を次のように新設する。

第104条の2（質権行使等による商標権の移転による通常使用权）商標権者（共有の商標権を分割請求した場合には、分割請求した共有者を除いた残りの共有者をいう。）は、商標権を目的とする質権設定又は共有物の分割請求前に指定商品に関して、その登録商標を使用している場合には、その商標権が競売等により移転されても、その商標権に対して指定商品のうち使用している商品に限って通常使用权を有する。この場合、商標権者は競売等によって商標権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

第115条の「30日」を「3ヶ月」とする。

第116条の「30日」を「3ヶ月」とする。

第193条の題目のうち、「補正の」を「補正等の」とし、同条に第3項を次のように新設する。

③国際商標登録出願については、第68条の2を適用しない。

第210条第2項の前段のうち、「第1項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第1項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された商品分類転換登録決定の前に、既に通知した拒絶理由で商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合

第212条のうち、「第68条から第70条まで」を「第68条、第68条の2、第69条、第70条」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（手続の無効等に関する適用例） 第18条第2項及び第77条第1項の改正規定は、この法律が施行された日から適用する。

第3条（出願の分割に関する適用例） 第45条第3項から第5項までの改正規定は、この法律の施行後に分割出願された商標登録出願から適用する。

第4条（商標登録決定以降の職権再審査等に関する適用例） 第55条第1項、第68条の2、第87条第2項、第88条の第2項、第193条第3項、第210条第2項及び第212条の改正規定は、この法律の施行後に出願された商標登録出願から適用する。

第5条（質権行使等による意匠権の移転による通常実施権に関する適用例） 第104条の2の改正規定は、この法律の施行後に初めて商標権を目的とする質権行使及び共有物の分割請求から適用する。

第6条（補正却下決定などの審判に関する適用例） ①第115条の改正規定は、この法律の施行後に補正却下決定の謄本の送達を受けた商標登録出願から適用する。

②第116条の改正規定は、この法律の施行後に拒絶決定謄本の送達を受けた商標登録出願から適用する。

デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2104917）

議案番号：2104917

提案日：2020年11月4日

提案者：テ・ヨンホ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、デザイン登録出願前に国内外に公知されているか、又は公然実施をされたデザインの場合、或いはデザイン登録出願前に国内外で頒布された刊行物に掲載されるか、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザインの場合は、デザイン登録ができないように規定されている。

しかし周知又は公知のデザインは、登録出願をすることができないにもかかわらず、一部の企業等が国内外で広く知られているデザインの規格、比率及び曲線の角度だけを変えて新規デザインとして登録した後、周知又は公知のデザインを利用している善良な既存の零細企業に警告状を送る等の法的措置を取っており、善意の犠牲者が発生している。そこで周知又は公知のデザインの規格、比率及び角度のみ調整した場合、デザイン登録ができないようにすることで、周知又は公知のデザインで生計を立てている零細企業を保護するためのものである（案第33第1項第3号）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第33条第1項第3号のうち、「類似」を「規格、比率又は角度等を変更しても類似」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布した日から施行する。

第2条（デザイン登録要件に関する適用例） 第33条第1項第3号の改正規定は、この法律の施行後にデザイン登録を出願する場合から適用する。

特許法の一部改正法律案（議案番号：2104972）

議案番号：2104972

提案日：2020年11月5日

提案者：パク・ホンゲン議員外9人

提案理由及び主要内容

韓国を初めとする世界各国では、新型コロナウイルスから自国民の生命と健康を守り、不況に陥った経済を活性化するためにワクチン及び治療薬の開発に拍車をかけている。しかしながら、ワクチン及び治療薬が開発されても特許権及び生産設備の限界などにより自国民に一斉に投与することは物理的に不可能である。

これに関して、現行法は公共の利益のために特許発明を実施する必要がある場合には、第三者が特許庁長に通常実施権の設定に関する裁定を請求できるようにする強制実施権に関する規定を定めている。

しかし、特許権の例外的な使用を規定した強制実施権の範囲に感染症予防及び治療のための医薬品が含まれるかに対する明示的な規定がないため、解釈上の論争が発生する可能性がある。

そこで、感染症の予防及び治療のための医薬品に関する特許発明を実施する場合には裁定申請ができるようにし、裁定申請者が保健福祉部長官である場合には、特許庁長は通常実施権設定の裁定を義務付けすることで、全国民が一日も早く新型コロナウイルスの脅威から抜け出し、日常生活を送れるようにするためのものである（案第107条第3号の2及び第110条第4項新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第107条第1項に第3号の2を次のように新設し、同条第4項各号以外の部分のうち「第3号まで」を「第3号までに、第3号の2」とし、同項第1号のうち「第3号までの規定に」を「第3号まで又は第3号の2に」とする。

3の2. 「感染症の予防及び管理に関する法律」第2条第1号による感染症の予防及び治療のために医薬品（第8項各号のいずれかに該当するものをいう。）の特許発明を実施す

<p><u>号まで</u>又は第 5 号による裁定をする場合、裁定を受ける者に次の各号の条件を付さなければならない。</p> <p>1. <u>第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定</u>による裁定の場合には、通常実施権を国内の需要充足のための供給を主目的に実施すること</p> <p>2. (省略)</p> <p>⑤～⑨ (省略)</p> <p>第 110 条 (裁定の方式等)①～</p> <p>③ (省略)</p> <p><u><新設></u></p> <p>④ (省略)</p>	<p><u>号まで、第 3 号の 2</u>----- -----。</p> <p>1. -----<u>第 3 号まで</u> <u>又は第 3 号の 2</u>に ----- -----</p> <p>2. (現行と同様)</p> <p>⑤～⑨ (現行と同様)</p> <p>第110条 (裁定の方式等)①～</p> <p>③ (現行と同様)</p> <p><u>④第107条第1項第3号の2による裁定請求者が保健福祉部長官であり、緊急性が認められる場合には、特許庁長は通常実施権設定の裁定をしなければならない。</u></p> <p>⑤ (現行の第4項と同様)</p>
---	---

1-10 商標法の一部改正法律案 (議案番号: 2105023)

議案情報システム (2020. 11. 6.)

商標法の一部改正法律案 (議案番号: 2105023)

議案番号: 2105023

提案日: 2020年11月6日

提案者: チェ・スンゼ議員外15人

提案理由

現行法は、出願人が商標登録出願書に記載した指定商品のうち一部に対して拒絶理由がある場合、その指定商品を削除しなければ全ての指定商品に対する商標登録が拒絶される問題があるため、個人・中小企業等、拒絶理由通知に対する適切な対応が難しい出願人が商標権を確保できる機会を拡大する必要があるという指摘があった。

また、拒絶決定後、拒絶決定に対する審判手続が規定されているが、審査段階で拒絶理由を克服できる機会を拡大する必要があるという意見があり、現行の「特許法」のように拒絶決定書を受け取った後、再審査の請求制度を新設する必要がある。

さらに、現在の「特許法」は、出願人が再審査を請求する際にのみ、特許出願の補正が

可能であり、補正の機会を過度に制限するという意見があるため、商標登録出願の場合、再審査の請求期間中に複数回の補正ができるようにして出願人の便宜を向上しようとするものである。

主要内容

- イ. 商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようにする部分拒絶制度を導入する（案第55条）。
- ロ. 審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等により、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、必ず審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようにする（案第55条の2新設）。
- ハ. 再審査の請求は、国際商標登録出願には適用しない特例規定を置く（案第193条の2新設）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号を第1号の2とし、同項の第1号を次のように新設し、同項の第4号のうち、「第55条第1項・第3項」を「第55条第1項・第4項」とする。

1. 第55条の2による再審査を請求する場合：再審査の請求期間まで
第41条第1項に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 第55条の2による再審査を請求する場合：再審査の請求期間
第55条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③審査官は、拒絶理由が指定商品の一部のみにある場合には、部分拒絶の趣旨を明示した拒絶理由を通知しなければならない。

第55条の2を次のように新設する。

第55条の2（再審査の請求）①第54条による商標登録拒絶決定を受けた者は、その決定の謄本の送達を受けた日から30日（第17条第1項により、第116条による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう。）以内に指定商品又は商標を補正して、該当商標登録出願に関する再審査を請求することができる。但し、再審査を請求する際に、既に再審査による拒絶決定があるか、又は第116条による審判請求がある場合には、この限りでない。

②商標登録出願人は、第1項による再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項により再審査が請求された場合は、その商標登録出願に対して従前に行われた商標登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。但し、再審査の請求手続が第18条第1項により無効になった場合には、この限りでない。

④第1項による再審査の請求は取り下げることができない。

第57条第1項の各号以外の部分の本文のうち、「拒絶理由を発見することができない場合には」を「拒絶理由を発見することができない指定商品に対しては」とし、同項第2号のうち、「商標登録出願に対して」を「商標登録出願の指定商品に対して」とする。

第68条のうち、「拒絶理由を発見することができない場合には」を「拒絶理由を発見することができない指定商品に対しては」とする。

第83条第2項と第3項をそれぞれ第3項と第4項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第4項（従前の第3項）のうち、「第1項及び第2項」を「第1項から第3項までの規定」とし、同項の各号以外の部分にただし書を次のように新設する。

②第55条第3項により拒絶理由が指定商品の一部のみにあつて拒絶理由を発見することができない残りの指定商品に対して商標権が設定登録され、拒絶理由がある一部の指定商品に対する商標登録拒絶決定が行われてから、その決定に対する審判などの手続きにより拒絶理由があつた一部の指定商品に対しても拒絶理由を発見することができなくなり、該当指定商品に対する商標権が設定登録される場合、その商標権の存続期間の満了日は、残りの指定商品に対して先に設定登録された商標権の存続期間満了日とする。

但し、第2項により設定登録された場合には、先に設定登録された商標権の設定登録日を基準にする。

第84条第1項のうち、「第83条第2項」を「第83条第3項」とする。

第87条に第4項を次のように新設する。

④拒絶理由通知については、第55条第2項及び第3項を準用する。

第88条第2項のうち、「第57条から第70条まで」を「第55条の2、第57条から第70条まで、第83条第2項」とする。

第185条第2項のうち、「第40条第2項第4号」を「第40条第1項第1号・第2項第4号及び第41条第1項第2号の2」とする。

第190条第2項のうち、「第55条第3項」を「第55条第4項」とする。

第191条のうち、「場合には」をそれぞれ「指定商品に対しては」とする。

第193条第1項のうち、「場合には」をそれぞれ「指定商品に対しては」とする。

第193条の2を次のように新設する。

第193条の2(再審査請求の特例)国際商標登録出願に対しては、第55条の2を適用しない。

第210条に第4項を次のように新設する。

④拒絶理由通知については、第55条第2項及び第3項を準用する。

第212条のうち、「第68条から第70条まで」を「第55条の2、第68条から第70条まで、第83

条第2項」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（一般的適用例）この法律は、この法律の施行後に出願した商標登録出願から適用する。

1-11 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105036）

議案情報システム（2020.11.6.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2105036）

議案番号：2105036

提案日：2020年11月6日

提案者：イ・チョルギユ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、国に属する特許出願又は特許権等については、特許料や手数料を減免しているが、新型コロナウイルス等のような国家的災害により危機にさらされている中小企業の特許出願については、それに対する減免規定が設けられておらず実質的に役に立っていない。

また、「国民基礎生活保障法」による、医療給付受給者のような社会的弱者等が特許出願をする場合に特許料及び手数料を減免しているが、出願に貢献していない減免対象者を発明者及び出願人に含めて特許料等の減免を不当に受ける事例も発生している。

そこで、災害時には特許料及び手数料を減免できる根拠を設けて困難に追い込まれた中小企業等を支援する一方、不当に減免を受けた特許料等については追徴するとともに、その出願人の減免優遇を一定期間制限することで、支援制度の悪用を遮断しようとするものである（案第83条第1項第3号及び第4項新設）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第83条第1項に第3号を次のように新設し、同条に第4項を次のように新設する。

3. 「災難及び安全管理基本法」第3条第1号の規定による災難の発生等、大統領令で定める免除の必要性が認められる場合

④特許庁長は、第2項による特許料及び手数料の減免を虚偽やその他の不正な方法で受け取った場合には、産業資源部令で定める内容により減免を受けた特許料及び手数料の2倍額を徴収することができる。この場合、その出願人又は特許権者が行う特許出願又はその特許出願で受け取った特許権に対しては、産業通商資源部令で定める期間の間に第2項を適用しない。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（特許料及び手数料の減免等に関する適用例）第83条の改正規定は、この法律施行後に提出する特許出願から適用する。

1-12 特許法の一部改正法律案（議案番号：2105093）

議案情報システム（2020.11.9.）

特許法の一部改正法律案（議案番号：2105093）

議案番号：2105093

提案日：2020年11月9日

提案者：イ・チョルギユ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法によると、特許出願における審査官の誤った職権補正に対し、出願人が意見書を提出しなければ、そのまま認められて該当の職権補正事項は取消・無効化できないようにしている。しかし、最近審査官による職権補正が増加傾向にあるため、審査官による職権補正の誤用問題も存在する可能性が高いが、それに対する補完規定はない。

また、特許出願審査を請求した後、先出願による協議結果の申告命令、先行技術の調査業務に対する結果通知及び出願人に拒絶理由通知をする前まで特許出願の取り下げや放棄をした場合、既に支払った審査請求料を請求により返還するようにしている。しかし、特許庁が該当の特許出願を審査する前に専門機関に依頼・実施する先行技術調査は、審査するための事前調査の性格を帯びており、特許庁が本格的な行政サービスを提供するものではないため、先行技術調査とは関係なく、審査請求量を返還する必要があるにも関わらず、専門機関の先行技術調査結果を通知するまでに出願を取り下げ・放棄する場合にのみ、審査請求料の返還を受けられるようにすることは、問題があるという指摘が

ある。

それとともに、先出願による協議結果の申立命令の後、それに対する結果申告の期間が満了される前に出願を取り下げ・放棄する場合は審査手続きの段階上、出願審査に本格的な行政サービスが提供される前に該当し、出願登録の拒絶理由通知の後、意見書の提出期限前に出願を取り下げ・放棄する場合は完全な行政サービスが終了される前であるため、既に出した審査請求料の一部を返還するのが合理的であるという意見が提示されている。

そこで、出願請求書に明白に間違っていない事項を審査官が誤って職権補正した場合には、該当の職権補正はなかったこととみなす一方、特許出願した後にそれを取り下げ・放棄する場合、それに対する行政庁の特許審査に実際の投入された行政サービスを基準にして審査請求料を返還するように規定するなど、立法の不備点を補完しようとするものである（案第66条の2第6項及び第84条第1項第5号）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第66条の2に第6項を次のように新設する。

⑥第1項による職権補正が第47条第2項による範囲を外れた場合や明白に間違っていない事項を職権補正した場合、その職権補正は最初からなかったこととみなす。

第84条第1項第5号の各目以外の部分のうち、「含む」を「含む。以下この条において同じ。」に、「審査請求料」を「審査請求料。」とし、同号の各目以外の部分にただし書を次のように新設し、同号のロ目を削除する。

ただし、イ目による申告命令の後、申告期間が満了される前まで、又はハ目による拒絶理由通知の後、第47条第1項第1号による意見書提出期間の満了前まで特許出願を取り下げや放棄した場合には、既に支払った審査請求料の3分の1に該当する金額。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（職権補正に関する適用例） 第66条の2第6項の改正規定は、この法律施行後、第66条による特許決定をした場合から適用する。

第3条（特許料及び手数料返還に関する適用例） 第84条第1項第5号の改正規定は、この法律の施行当時に特許出願されて審査中である場合から適用する。

関係機関の動き

2-1 ガスタービン技術の自立、特許庁が早める

韓国特許庁 (2020. 11. 3.)

ガスタービン分野の R&D イノベーションに向けた
登録特許の分析情報および最新の学術情報を提供

ガスタービンとは、燃焼により電気を生産する発電所の中核部品であり、基盤技術の確保が難しく、市場参入へのハードルが高い。発電用ガスタービンのメーカーは、世界で 4 社 (GE [米国]、シーメンス [ドイツ]、三菱 [日本]、アンサルド [イタリア]) だけだったが、2019 年に斗山重工業 (韓国) が発電用ガスタービンの国産化に成功した。

韓国特許庁によると、韓国は 2019 年に世界 5 位で (注 1) LNG (液化天然ガス) 発電用ガスタービンの技術保有国の仲間入りをし、最近ではガスタービンに関する韓国企業の特許出願がより活発になっていることが分かった。

発電用ガスタービンの特許は、2010 年代前半 (2010~2013 年) に年平均で 100 件余りに過ぎなかったが、最近 (2015~2019 年) は年平均 200 件余りで大幅に増加した。特に、斗山重工業は三菱とのライセンス契約が満了になった 2017 年前後の 3 年間で 384 件を出願し、同期間の三菱 (158 件)、ゼネラル・エレクトリック (101 件)、シーメンス (41 件) を大きい差で追い越し、技術と特許を確保するために取り組んでいる。

LNG 発電量を現在の 40GW から今後 60GW まで増加させるという政府政策に照らしてみると、石炭や原子力発電に比べて環境と安全性の側面でメリットが高い、LNG 発電の中核部品である発電用ガスタービンに対する研究開発と特許出願の増加趨勢は持続すると予想される。

特許庁の機械金属局長は「より環境に優しくて効率的な LNG 発展のために、既存の発電用ガスタービンにビッグデータ、IoT などの第四次産業革命技術が融合する傾向である」と強調し、「関連企業が中核の特許を確保して、知的財産における競争力を強化できるよう持続的に支援していく計画である」と述べた。

一方、特許庁はガスタービンに関するニュースレターで最新の特許技術と学術動向の情報を提供して関連企業の知的財産権に対する認識を高め、未来の有望な技術に対する研究開発および特許創出の能力を育成できるよう支援している。

世界知的所有権機関（WIPO）の国際出願システムと
紛争解決手続きなどの実務内容を紹介

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）、大韓弁理士会と、11月4日（水曜）午後3時に大韓弁理士会のセミナールームで、「WIPOの国際出願総合説明会（WIPO Roving Webinar）」を共同開催すると発表した。

今回の説明会は、海外の出願業務を実際に行っている弁理士を対象にWIPOの国際出願システムの手続きと方法などの実務的な内容を説明する目的で開催される。

WIPOで勤務している韓国人の専門家が講師として参加し、国際特許（PCT）、商標（マドリッド）、デザイン（ハーグ）出願制度、デジタル経済におけるデータの役割および知的財産権を検索するWIPOの「Global IP database」などについて詳細な情報を提供する。

総合説明会に参加する弁理士は、韓国企業が海外市場へ効果的に進出するためには、知的財産権を優先的に確保して経営リスクを軽減するのが重要であることに共感し、今回の説明会がWIPOの国際出願システムを理解する絶好のチャンスになると評価した。

一方、特許庁は海外に進出しているか、または進出予定である中小企業などに国際知的財産権の出願費用を支援（2019年2,516件、2020年約3,500件予定）しており、韓国の出願人がWIPOの国際出願サービスに対する相談サービスを活用できるよう、WIPO地域事務所の誘致も推進中である。

大韓弁理士会の会長は、WIPOの国際出願システムなどについて、詳細な講義を行うWIPOの韓国人専門家に感謝の意を伝えた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「グローバル経営環境の予測が難しい状況の中で、韓国企業が競争力を持つためには、自社の中核技術を権利化して保護することが必須である」とし、「これからも特許庁は、大韓弁理士会とともに第一線で海外知的財産権の出願業務を担当している弁理士に有用な実務関連情報を提供するために努力していきたい」と述べた。

デジタル時代、知的財産政策の方向性を模索する

韓国特許庁は 11 月 5 日（木曜）午前 7 時、シェラトンソウルパレス江南ホテルで第 1 回「デジタル知的財産フォーラム」を開催した。当日のフォーラムでは、新型コロナウイルスにより加速化しているデジタル転換が経済・産業に及ぼす影響を喚起し、このような時代の流れの中で経済成長を支える知的財産政策の方向について議論された。

〈第 1 回フォーラムの概要〉

- 日時・場所：2020 年 11 月 5 日（木曜）7～9 時、シェラトンソウルパレス江南ホテル
- 参加者：韓国特許庁長、韓国知識財産サービス協会長、仁荷大学法学専門大学院の教授、中央大学産業セキュリティ学科の教授、韓国産業技術大学客員教授など学界の専門家、ソウル半導体の代表取締役、WERT INTELLIGENCE の代表取締役など産業界の専門家

「デジタル知的財産フォーラム」は、①知識財産制度のデジタル変換、②知的財産データを基盤にした産業イノベーション、③知的財産を基盤にしたデジタルイノベーション企業の育成、④グローバル知的財産の通商・協力をリードすることを目標とし、学界・産業界から現場の声を聴いて政府の役割を議論するために民間専門家で構成・発足されたものである。

今後フォーラムでは、デジタル時代の重要な資産であるデータを保護する方法、AI による発明・創作の権利付与の可否、ホログラムなど新しい種類の商標・デザイン保護などを重点的に議論する計画である。

さらに、最新の産業と技術情報の宝庫である知的財産ビッグデータの活用拡大、グローバルバリューチェーンの改編と海外におけるオンライン知財権侵害の増加による、中小企業の知的財産戦略支援も取り扱われる見込みである。

フォーラムの委員長である韓国知識財産サービス協会長は、「もはやデジタルは不可欠なものであり、ひいては私たちの日常生活そのものになった。これまでの産業変化の中心に知的財産があったように、デジタル転換の中心にも知的財産がある。これがまさに、本フォーラムがこれから指向すべき国家戦略的な価値であり、課題である」と強調した。

当日の基調発表を行った中央大学の教授は、「最近、AI 発明と創作、AR / VR、データを中心に、社会経済が大きく転換しているため、新技術への投資を誘致して関連産業を発展させ、付加価値と雇用創出を引き出せる法・制度的基盤を設けなければならない」と述べた。

また、フォーラムに参加したソウル半導体の代表取締役は、「デジタル化・ネットワーク化に向けた時空間の制約がなくなったため、知的財産をより簡単に侵害することができるようになった」とし、企業の知的財産が国内外でまともに保護される制度と政策支援が必要であると言及した。

特許庁は今回のフォーラムを定例化し、フォーラムで議論した内容を反映して、デジタル時代における知的財産イノベーション戦略を早急に策定する予定である。

特許庁長は、「2020年8月に就任して以来、政府のデジタルニューディール政策を支えられる知的財産政策の確立を主要課題として設定し、速やかに推進しようとしている」とし、「今回の『デジタル知的財産フォーラム』がデジタル転換に対応する知的財産政策の方向について、産業界、学界などと積極的に意見を交わすことができる議論の場になることを期待している」と述べた。

2-4 特許庁、発明・創意力大会の非対面授賞式を開催

韓国特許庁 (2020.11.6.)

11月6日(金曜)に受賞者全員を招待し、You Tube でオンライン生中継

韓国特許庁は、「2020大韓民国学生創意力チャンピオン大会および青少年発明家プログラムの統合非対面授賞式」を11月6日(金曜)午後2時にオンラインで開催する。

今回のイベントは、韓国国内で最大規模のチーム単位で行われる創意力コンテストである、「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」と学生の優秀なアイデアを特許出願するためにサポートし、事業化マインドを育てる、「青少年発明家プログラム」で優れた成果を収めた学生を激励し、その結果を共有する場である。

新型コロナウイルス拡散に対する防疫とともに受賞者がお互いに交流できるよう、受賞者(320名)をオンラインプラットフォームに招待してリモートで授賞し、一般の人たちに生中継(特許庁 You Tube)する非対面方式で開催される。

「2020 大韓民国学生創意力チャンピオン大会」には、2,450 人の小・中・高校生が参加し、提示された表現・即席課題を解くための創意力を自慢することで盛り上がった。2020 年は市・道の予選と本選を非対面方式で審査し、最終の受賞チームとして 36 チームを選抜した。

※公告・募集：3～6 月、市・道予選：6～7 月（表現課題の動画評価）、本選：8 月（表現・即席課題のオンライン評価）

選抜結果として大賞の栄を得た、ロボット掃除機の内部世界を豊かな想像力で表現した小学校部門のジェネシックスを初め、母の愛情がこもった日記の内容を完璧に表現した中学校部門のケソンパンパン、ノートパソコンの中から脱出するためにユニークな方法を面白く表現した高校部門の Escapers が選ばれた。

「青少年発明家プログラム」にも 554 件が受け付けられ、オンライン発表審査を通じて優秀なアイデアを提出した 40 チームを選抜した。選抜されたチームには、アイデアを特許出願して事業化計画と創業過程も体験できる、オン・オフライン統合教育を提供し、コンテストまで開催した。

※募集・受付：2～5 月、選抜：5 月、教育・コンサルティング：5～10 月、コンテスト：10 月、出願：10～11 月

その結果、外国人や聴覚障害者の韓国語授業を支援する「子音体系教育用の教具」を発明したセバサムが大賞を受賞した。受賞者の学生は、「友達と頭を寄せ合って議論する過程が非常に楽しかったし、専門家（弁理士、創業専門家）に直接会って知的財産と創業コンサルティングを受けたため、今後役に立つと思っている」と受賞の感想を述べた。

特許庁の産業財産政策局長は、「新型コロナウイルスにより、2020 年はオンライン審査、教育だけでなく授賞式までオンラインで実施したにも関わらず、多くの学生が参加し、発明・創意力大会に対する情熱を感じる事ができた」とし、「特許庁はこれからも青少年がアイデアを発散する場である発明・創意力大会を継続的に支援していきたい」と伝えた。

11月9日、国際特許情報フェア (PATINEX 2020) のオンライン行事を開催

特許ビッグデータを活用して、将来の有望な技術と市場の展望を分析する特許情報サービスを無料で体験できる行事が開催される。

韓国特許庁は、韓国最大規模の国際特許情報フェアである、「PATINEX (※) 2020」を11月9日 (月曜) から11月10日 (火曜) まで、両日間オンラインで開催すると発表した。

※PATent INformation EXpo、2005年から開催

2020年のPATINEXは、「デジタルイノベーションへの道、特許ビッグデータから探る」というテーマで、韓国内外の約30社が参加し、それぞれ特化した知的財産権の情報分析サービスを披露する。

PATINEXのオンライン会場には、訪問者が気軽に観覧および体験できるように、「3Dのバーチャル展示館」を用意しており、会社別のサービスを直接利用することができ、リアルタイムの非対面相談を受けることができる。

「カンファレンス館」では、行事の初日に第四次産業革命委員会委員長の基調講演を皮切りに、ヤンジ病院長の新型コロナウォークスルーシステム開発に関する事例発表とIP情報サービス企業の新製品紹介が行われる。

二日目は、GOPIZZAの代表がスタートアップ成功事例について発表し、日本・米国・中国・欧州などの主要特許庁は、各庁の知財権行政における知能情報化戦略を提示する。

今回の行事は、ウェブサイト (www.patinox.org) で確認することができ、行事開催の間中には、抽選で景品を提供する訪問者イベント、企業イベントも実施される。

また、行事が終わった後もウェブサイトを運営して、長期的に知財権サービス業の活性化に貢献する予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は、「今回の行事で特許ビッグデータの有用性が広く知られることを望んでいる」とし、「現場に参加する負担のないオンライン行事であるため、興味のある国内外の多くの方々の参加を期待している」と伝えた。

2-6 「2020 国民安全発明チャレンジ」受賞作の展示会を開催

韓国特許庁（2020. 11. 10.）

「ダイヤル方式の透明止血帯」など国民の安全を守る発明品 24 点を公開

韓国特許庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と 4 名の国会議員室が共同主催し、韓国発明振興会が主催する「2020 国民安全発明チャレンジ」の受賞作展示会が 11 月 10 日（火曜）午後 1 時 30 分に国会議員会館で開催された。

2020 年で 3 回目を迎える「国民安全発明チャレンジ」は、災害、事故現場に必要な安全技術の開発および活用を促すための公募展である。国民の安全を守る警察・消防・海洋警察庁に所属する約 19 万人の公務員が提案したアイデアは、特許庁の知的財産コンサルティングを通じて災害、事故現場に適用することができるように改善された。

※公募テーマ：災害・治安分野において、現場にすぐ適用できる国民安全関連のアイデア

特許庁は 2020 年の上半期に警察・消防・海洋警察庁の公務員から計 763 件のアイデアを受け付け、現場での活用可能性と事業化可能性が高い計 24 件（※）のアイデアを最終受賞作として選定した。

※警察庁・消防庁・海洋警察庁の各庁別に優秀なアイデアを 8 件ずつ選び、第 3 回国民安全発明チャレンジの受賞作（計 24 件）として選定

2020 年度の受賞作である 24 件のアイデアは、知的財産コンサルティングを通じてアイデアの高度化および試作を終えて、当日の展示会で公開された。

大賞である国会議長賞は、応急処置の現場で止血する際に出血部位の圧迫強度を簡単に調節して維持することができる「ダイヤル方式の透明止血帯」を発明した黄海地方海洋警察庁の警査が受賞し、金賞の行政安全部長官賞は、山や岸などの險所で変死者を安全に運べる「変死者搬送用ストレッチャーのベルト」を発明した、ソウル地方警察庁の警衛が受賞した。多数の死傷者を出した現場で迅速・正確に患者の重症度評価情報を送信

および管理できる「QRコードを活用した患者分類システム」を発明した、光州南部消防署の警衛が共同受賞した。

受賞作には、韓国国内外での権利確保、技術移転などといったフォローアップ支援も行う予定である。

一方、展示会では安全な行事運営のために、検温、社会的距離の確保など、新型コロナに対する防疫措置を徹底して実施し、参加者数を50人以内に制限した。受賞作は、オンライン展示館（www.safetyinvention.kr）で観覧することができる。

特許庁の産業財産政策局長は、「国民安全発明チャレンジを通じて発掘したアイデアは、知的財産権で保護され、国民の生命を守るだけではなく、安全産業の競争力強化に大きく貢献する」とし、「特許庁は、国民の安全を守る発明が、現場で適材適所に活用できるように積極的に支援する」と述べた。

2-7 特許庁融合複合技術3人協議審査、優秀行政・政策大賞を受賞

韓国特許庁（2020.11.13.）

社団法人韓国公共政策評価協会、韓国ガバナンス学会の共同主管で
優秀行政・政策に選定

第四次産業革命時代の技術イノベーションに対する積極的な対応と診断キット
特許などの新型コロナウイルスの危機克服に努めた点が認められたとみられる

韓国特許庁は13日、韓国公共政策評価協会、韓国ガバナンス学会が主管する「優秀行政および政策事例の授賞式（※）」で融合複合技術審査局の「第四次産業革命の新技術に対する3人協議審査」政策が大賞を受賞したと明らかにした。

※ソウル市議会の大会議室にて13日15時に開催

2019年11月に新設された融合複合技術審査局は人工知能、モノのインターネット、バイオヘルスケア、自律走行などの第四次産業革命関連技術に対して協議審査を行った。

協議審査は審査官1人が単独で行う既存のやり方とは異なり、融合複合技術に対し、各分野の専門審査官3人が共同審査を行うやり方である。

2020年の新型コロナ拡散防止のための在宅勤務が拡大されている状況下において「非対面映像協議審査システム」を構築するなどの努力を通じ、直近1年間で約4,000件に対する協議審査を行った。

協議審査を通じ、融合複合技術に対してより専門的な検討が行われ、審査結果に対して出願人が結果を受け入れやすくなるなど、審査品質が向上された。

「新型コロナ診断キット」、「K-ウォークスルー」審査に協議審査を適用し、微生物（ウイルス）専門家と医療診断専門家が共同審査を行うことで登録決定を早めることができ、その結果K-防疫の一助にもなった。

一方、授賞式を主管する社団法人韓国公共政策評価協会は2013年より8年間、優秀行政および政策事例を選定し、優秀な行政と政策事例を広く知らせることで韓国の行政の発展に寄与してきた。

2020年には、中央部処、広域自治体、基礎自治体、公共機関、地方公企業の5つの機関類型別に優秀行政・政策事例を選定するなど、その規模が一層拡大された。

この日、広域自治体部門については京畿道の「災難基本所得」が、公共機関部門については大韓貿易投資振興公社の「マスク生産原料（MBフィルター）需給安定化方策」が最優秀賞を受賞するなど、K-防疫に寄与した政策が高い評価を受けた。

特許庁長は、「融合複合技術審査局の3人協議審査は、第四次産業革命における新技術に対し、先制対応すべく特許審査パラダイムを1人審査体制から3人審査体制に切り替えた先導的な政策」としつつ、「今回の大賞受賞をきっかけに、新型コロナにより加速化した、デジタル経済へのシフト時代に合わせ、特許庁は国民と企業に役立つ政策を継続的に発掘していくつもりである」と述べた。

2-8 特許庁、発明教育の成果と情報交流の場を開催

韓国特許庁（2020.11.13.）

韓国大邱市の桃源中学校の教師（発明教育経歴22年）、発明教育大賞を受賞

韓国特許庁は、「2020 発明教育コンファレンス」を11月13日（金曜）午後2時に大田の儒城ホテルで開催する。2020年で9回目を迎える、「発明教育コンファレンス」は、

発明教育の貢献者を励まし、最新の発明教育情報を共有して優秀な事例を拡散するために開催される発明教育関連の最大規模の行事である。

本コンファレンスは、「大韓民国発明教育対象」と「全国教員発明教育研究大会」の授賞式、特許庁と市・道の教育庁が連携して発明教育の活性化方策を議論する政策協議会、新規の発明教育プログラムと優秀な事例を紹介する教員研修などで構成されている。2020年は新型コロナウイルスの影響により、オフライン参加者を最小限にし、特許庁のYou Tube チャンネルでのオンライン生中継が行われる。また、地域別の巡回説明会を活用する予定である。

「大韓民国発明教育大賞」の発明教育対象は、大邱市桃源中学校の教師が受賞した。受賞者の教師は、大邱地域の最初の発明教育センター（1997）を担当して教材の執筆、オンライン発明サイトの運営など、発明教育の普及に貢献したことが認められた。

受賞の感想として「立派な先生が多いので期待していなかったが、このように素晴らしい賞をもらって光栄である」とし、「今回の受賞をきっかけに、学生たちに『発明の日常生活化』を教えるために努力していきたい」とコメントした。

「全国教員発明教育研究大会」では、ブレンド型学習（※）とアップサイクル（※※）活動を発明教育に適用して、学生の創造性の向上効果を検証した京畿道雲井小学校の教師が大賞を受賞した。

※Blended Learning：オンラインとオフライン授業を組み合わせた学習法で、新型コロナ時代に注目を集めている教育方法

※※ Up-cycling（創造的再利用）、アップサイクル（Recycling）の進化版、廃棄物のリサイクルにとどまらず、新しい価値を持たせることで（upgrade）完全に新しい製品を創出する過程

発明教育政策協議会では、特許庁と17の市道教育庁が集まって発明教育の活性化に向けた法制度の改正方向、訪問型発明体験教室の運営に対する改善策、地域に特化した発明教育のためのインフラ構築案など、中央と地域の発明教育における発展策を議論する。

教員研修セッションでは、2020年に新しく開発された発明教育の最新教材（※）に対する活用法と発明教育の優秀事例などを紹介し、全国の興味のある教員が視聴できるように特許庁のYou Tube チャンネルを通じたオンラインで生中継される予定である。それとともに、11月末まで京畿道、全羅南道、大邱などの地域で地域別研修も行われる。

※「発明と知的財産基盤の創業」標準教材、「発明、科学と遊ぼう！」自由学期制の教材など

特許庁の産業財産政策局長は、「2020年は新型コロナウイルスの影響のため、発明教育の実施に苦労したが、防疫規則を守ってオン・オフライン並行教育も導入するなど、教育現場で積極的に協力していただき、支障なく実施することができた」と感謝の意を表し、「2021年には、教育格差の解消のために社会的弱者に対する発明教育を拡大し、デジタル発明教育のインフラ構築にも積極的に取り組む計画である」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 臨場感あふれる拡張現実アプリに関する特許出願が活発

韓国特許庁（2020.11.3.）

新型コロナ以降の時代をけん引する主要技術の一つとして拡張現実が注目を浴びている中、拡張現実アプリケーションに対する特許出願が持続的に増加している。

拡張現実（Augmented Reality、AR）とは、現実環境に仮想物体を合成した画像をリアルタイムで提供し、まるで実際の空間に物が存在しているかのように見せる技術である。拡張現実がモバイルアプリケーションに適用されれば、消費者が店舗を直接訪れなくても、スマートフォンのカメラで家の中を撮影しながら画面に購入したい家具や家電製品を所々に配置してみて、製品の機能も事前に体験できる体験型バーチャルショッピングが可能になる。

韓国特許庁によると、ここ5年間拡張現実アプリケーションに関連する韓国国内での特許出願は、2015年124件、2016年152件、2017年248件、2018年307件、2019年334件で毎年着実に増加していることが分かった。

出願人類型による出願件数をみると、中小企業42.7%、個人31.3%、大企業13.6%、大学8.3%、研究機関3.9%の順であり、応用分野別では教育、旅行、展示などのコンテンツサービス分野が55.9%で最も大きい割合を占めており、それに次いでマーケティング、購買などのショッピング分野が30.2%、建設、製造などの産業分野が7.1%を占めていることが分かった。

このように拡張現実アプリの特許出願が活発である理由は、2017年の「Pokémon GO」のような拡張現実ゲームが世界的な人気を得てビジネスで大成功を収めた事例が登場したことから、企業が拡張現実市場に興味を持ち、さまざまな分野で新たなサービスの発掘と技術開発に集中した結果であると分析される。

また、移動通信技術の発達によって大容量の映像データを早いスピードで処理することができるほど、最近スマートフォンの機能が向上された。そしてGoogleやAppleがスマートフォン向けの拡張現実開発ツールを発売して、簡単にアプリケーションを製作できるようになったため、開発へのハードルが低くなったことも特許出願の増加傾向の主要要因であると把握している。

特許庁の電子商取引審査課長は、「これまで拡張現実の技術はゲームや放送など、一部の分野に限って活用されてきたが、新型コロナの影響により非対面サービスへの需要が増え、ショッピングや旅行のような日常生活の分野に適用する範囲が広がっている」とし、「これから市場競争が本格化されると、拡張現実技術に対する特許出願がさらに増加すると予想されるため、優秀な技術の開発とともに、開発の初期段階から中核技術を特許化する戦略を策定することが重要である」と述べた。

5-2 PM2.5とウイルスを同時に防ぐ空気浄化の特許が大幅に増加

韓国特許庁 (2020.11.3.)

室内で抗菌・抗ウイルス効果のある空気浄化の特許出願が
2016年以降計238件、2019年に比べて28%増

#WHOが新型コロナウイルスに対しパンデミックを宣言(2020年3月11日)してから、抗菌機能付きの室内空気浄化に関連する特許出願の件数が増加し、技術もますます発展

していることが分かった。これまで韓国国内外の環境要因による PM2.5 濃度上昇に伴って、室内の PM2.5 除去に関連する特許出願が 2016 年以降、毎年 200 件余りに至るくらい活発に行われている。

#最近、新型コロナウイルスの影響により室内の細菌やウイルスまで捕集し、死滅させる機能を兼ね備えた室内空気浄化に関連する特許出願が顕著に増加している。

韓国特許庁によると、2016 年からここ 5 年間、「室内抗菌・抗ウイルスの空気浄化分野」で特許出願された 238 件を分析した結果、2016 年 38 件から 2020 年（9 月時点）64 件と年平均 14% 増の傾向を見せ、この傾向が続けば 2020 年（12 月時点）には、70 件以上が出願されると期待されている。

すでに 2020 年（9 月時点）の特許出願件数（64 件）だけで、2019 年の特許出願件数（50 件）に比べて 28% の大幅増である。

具体的に見ると、3 月～7 月だけで 49 件が出願され、特に 4 月（11 件）、6 月（11 件）、7 月（12 件）には二桁の出願件数を記録した。

これは新型コロナウイルスによるパンデミックが宣言されてから、韓国国内での新型コロナウイルスの拡散が本格化された時期が重なったことで、出願が集中したと解釈できる。

[直近 5 年間の PM2.5 および抗菌・抗ウイルスの特許出願状況]



2016年からここ5年間における主要な細部技術分野別の出願動向を見ると、フィルター種類 63 件 (26.5%)、紫外線 (UV) 殺菌技術 38 件 (16.0%)、フィルターの構成物質 25 件 (10.5%)、水で洗浄する湿式技術 20 件 (8.4%)、プラズマ・陰イオン(注 1)技術 19 件 (8.0%)、△電気集塵技術 7 件 (2.9%) などの室内の抗菌・抗ウイルス空気浄化のためにさまざまな方法で技術開発が行われていることが分かった。

注目すべき点は、病室内の陰圧装置 (注 2) に紫外線 (UV) や殺菌機能のフィルターなどを組み合わせた特許出願の場合、2019 年 2 件に過ぎなかったが、2020 年 3 月以降には 15 件が出願され、これは新型コロナウイルスの治療現場で緊急に要求されている技術に歩調を合わせて、速やかな特許出願が行われたことを示している。

なお、2016 年からここ 5 年間の出願人類型別にみると、中小企業 95 件 (39.9%)、個人 87 件 (36.6%)、大企業 33 件 (13.9%)、大学・研究所 23 件 (9.7%) の順で、中小企業と個人出願の割合が比較的に高かった。

その理由は、室内空気浄化に関連する市場が持続的に拡大している中、抗菌・抗ウイルスの空気浄化技術は、小資本の企業や個人からの参入が容易なためであると見て取れる。

特許庁の化学生命技術審査局長は、「これまで室内空気浄化の分野において韓国企業が頭角を現してきたが、新型コロナウイルスによるパンデミックに対応して抗菌機能を付けた空気浄化技術まで発展させれば、韓国国内の産業競争力がより高まると期待している」とし、「特許庁も関連特許情報を迅速に提供し、正確な審査を経て、支援していくつもりである」と強調した。

注 1 プラズマとは、気体が超高温の状態に加熱され、負電荷の電子と陽電荷のイオンに分離されている気体の状態

注 2 陰圧装置とは、室内の空気の圧力を外部より低くし、内部の汚染された空気および細菌の外部流出を防ぐ装置

自動車メーカー、エコカーの電池を直接作る！

2020年9月、自動車、電池業界の関係者はもちろん、全世界の多くの投資家が注目したテスラの「バッテリーデー」が開催された。当日、テスラは電気自動車を半額で発売することを目標とし、電池工場の増設および技術開発の計画を発表した。

伝統的な内燃機関自動車において、エンジンと電池の開発・生産は、それぞれ自動車メーカーとバッテリーメーカーの領域であった。しかし、電気自動車・燃料電池自動車のようなエコカーへと自動車市場のパラダイムが変化し、エコカーのエンジンに当たるバッテリー、燃料電池などの電池分野まで自動車メーカーの領域が拡大している傾向である。

韓国特許庁によると、自動車メーカーのエコカー用電池（電気自動車や燃料電池自動車の電池）に関する特許出願が活発であることが分かった。自動車メーカーの電池に関する特許出願は、2010年から2019年まで計4,435件であり、2010年277件から2019年433件に56%増加した。

それにより自動車メーカーにおける全体の特許出願のうち、電池分野出願の割合も2010年7.0%から2019年9.1%に増加した。内燃機関車からエコカー市場に変化しているため、自動車メーカーがエコカーの心臓である電池に関する研究開発の割合を徐々に拡大してきた結果であると解釈される。

企業別では、自動車メーカー全体における電池出願のうち、現代自動車グループが56.4%、トヨタ自動車27.6%、ルノー・日産・三菱アライアンスが11.5%、フォルクスワーゲングループ（アウディ、ポルシェなど）が2.4%の順となっている。

グローバル電気自動車企業の1位であるテスラは、韓国国内における自動車メーカーの電池特許出願のうち、わずか0.25%の割合を占めていると調査された。電気自動車の本場である米国でも、ここ5年間（2014～2018年）、グローバル5大自動車メーカー（※）別の電池関連出願は平均696件だったが、テスラの特許出願は37件にとどまった。

※フォルクスワーゲングループ、トヨタ自動車、ルノー・日産・三菱アライアンス、フォード、現代自動車グループ

このような傾向は、従来の自動車メーカーの場合、安定した自動車販売台数を基盤にして、エコカー時代に備えるために電池技術を着実に開発することができたが、それに反してテスラのような新興電気自動車メーカーは、急速に成長するために長い間蓄積した技術力を求める電池は、専門電池メーカーからの外注に依存しており、電気自動車の設計、構造などの電池以外の効率向上に集中したためであると分析される。

エコカーを電気自動車と燃料電池自動車に区分けしてみると、2010年以降、自動車メーカーは電気自動車の電池を年平均263件、燃料電池自動車の電池を年平均180件出願した。韓国自動車メーカーは、燃料電池自動車の電池出願の割合が56.8%で外国自動車メーカーより高く、外国自動車メーカーは電気自動車の電池出願の割合が80.4%で韓国自動車メーカーより高かった。未来のエコカーに対する考え方について、韓国と外国自動車メーカーがどう違うにかを予測できる部分である。

特許庁の次世代エネルギー審査課長は、「エコカー市場の急激な膨張が予測されており、爆発的なバッテリーの需要を消化して価格競争力を確保するために、自動車業界におけるバッテリー技術の開発は、さらに拡大すると予想される」とし、「韓国の自動車とバッテリー企業は、グローバル競争力を認められており、次世代エコカー市場をリードするために韓国企業が相互協力することにより、技術開発のシナジーを發揮し、それを知的財産権で強力で保護する必要がある」と述べた。

5-4 10 ナノの壁、極端紫外線 (EUV) で乗り越える

韓国特許庁 (2020.11.12.)

半導体における極端紫外線リソグラフィー技術を持つ韓国企業・学会の活躍

・アルファ碁 (AlphaGo) のようにイノベーションに満ちた人工知能 (AI) の誕生は、より速く、より集積された半導体の高性能・低消費電力技術のおかげである。フォトリソグラフィー (Photo-Lithography) は、このような高性能・低消費電力技術の半導体を製造するために、光を利用して、基板に微細な回路パターンを描く中核技術である。

・光の波長が短いほど半導体の回路をより繊細に描くことができるが (注 1)、これは 0.7mm のシャープペンより 0.3mm のシャープペンが繊細な文字が書けることと同じことである。例えば、半導体回路の線幅を半分に減らすと単位素子の面積は4分の1になり、同じ面積で4倍多い素子を製造することができて電気配線の長さも短くなるため、より低い消費電力 (注 2) の高性能・低消費電力の半導体を生産することができる。

・既存のフッ化アルゴン（ArF）レーザー光（注3）を利用する場合、液浸およびマルチパターンニング技術を適用しても線幅 10 ナノ（1nm は 10 億分の 1m）以下のパターンの壁を乗り越えられなかった。

・EUV（Extreme Ultra-Violet）（注4）リソグラフィー技術は、フッ化アルゴンレーザーより 10 分の 1

未満の短い波長を有する極端紫外線を利用して、半導体回路のパターンを描くことで、10 ナノ以下の超微細回路パターンを描画するために不可欠なものである。

・EUV リソグラフィー技術は、多層膜ミラー、多層膜マスク、ペリクル、光源、レジストなど、高度な技術が集約されており、ここ 10 年間、サムスン電子をはじめとするグローバル企業が技術を先取りするために研究に励み、最近 7 ナノを越えて、5 ナノのスマートフォン用アプリケーションプロセッサ（AP）の量産（注5）に初めて適用された。

韓国特許庁のここ 10 年間（2011 年～2020 年）の EUV リソグラフィー技術の特許出願分析（注6）によると、2014 年 88 件をピークに、2018 年 55 件、2019 年 50 件であり、特に 2019 年からは韓国人の出願が外国人の出願件数を追い越して韓国国内の技術が成長期に入っていると分析している。

企業別にみると、カールツァイス（ドイツ）18%、サムスン電子（韓国）15%、ASML（オランダ）11%、S&S Tech（韓国）8%、TSMC（台湾）6%、SK ハイニックス（韓国）1% で 6 大グローバル企業が全体出願の 59%を占めている。

詳細技術別では、工程技術（注7）32%、露光装置技術（注8）31%、マスク（注9）28%、その他 9%に分布している。工程技術分野では、サムスン電子が 39%、TSMC が 15%で、両社の出願が 54%を占めている。マスク分野では、S&S Tech 28%、HOYA（日本）15%、漢陽大学（韓国）10%、旭硝子（日本）10%、サムスン電子 9%の順である。

特許庁の半導体審査課特許チーム長は、「EUV リソグラフィー工程およびマスク分野において、韓国企業と学界が活躍しており、第四次産業革命とともに高性能・低消費電力の半導体を製造するための EUV リソグラフィー技術がますます重要になると予測している」とし、「露光装置分野においても技術自立に向けた研究開発とそれを保護できる強力な知的財産権の確保が必要である」と述べた。

注1 露光装置の解像度（R）は、 $\frac{\lambda(\text{波長})}{NA(\text{開口数})}$ に比例。

注2 電気抵抗 (R) は、配線の長さ (L) に比例、消費電力 (P) は、抵抗 (R) に比例、従って消費電力 (P) は、配線の長さ (L) に比例。

注3 フッ化アルゴン (ArF) レーザーの波長は 193 ナノメートル (nm)。

注4 極端紫外線 (EUV) は 13.5 ナノメートル (nm)。

注5 TSMC がアップルの受注生産 AP である「A14 バイオニック」の量産に初めて適用 (2020 年 10 月)。

注6 調査対象は、2011 年 1 月 1 日～2020 年 9 月 30 日までの出願。組成物、化合物およびフォトレジストなどのケミカル(chemical)が主要特徴である出願は分析から除外。

注7 露光装置を用いた半導体素子の製造方法であり、パターン形成方法、露光工程レシピなどを含む。

注8 EUV 光源およびレーザー生成プラズマ (LPP)、コレクタ、反射光学系、ステージおよびそれに関する制御技術などを含む。

注9 マスク分野は、反射型マスク、ブランクス、ペリクルとその製造技術を含む。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム